

株式交換に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
および会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 8 月 1 日

川崎重工業株式会社
川重冷熱工業株式会社

2021年8月1日

兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
川崎重工業株式会社
代表取締役社長執行役員 橋本 康彦

滋賀県草津市青池町1000番地
川重冷熱工業株式会社
代表取締役社長 篠原 進

株式交換に関する事後開示事項

川崎重工業株式会社（以下「川崎重工」といいます。）および川重冷熱工業株式会社（以下「川重冷熱」といいます。）は、2021年5月11日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年8月1日を効力発生日として、川崎重工を株式交換完全親会社、川重冷熱を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号および会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年8月1日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行った川重冷熱の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過

i. 会社法第785条の規定による手続の経過

川重冷熱は、会社法第785条第3項ならびに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項および第161条第2項に従い、2021年7月9日付で川重冷熱の株主に対して、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社である川崎重工の商号および住所、ならびに買取口座を電子公告にて公告いたしました。なお、会社法第785条第1項に基づく株式の買取請求を行った川重冷熱の株主はおりませんでした。

ii. 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

iii. 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める簡易株式交換に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

i. 会社法第 797 条の規定による手続の経過

川崎重工は、会社法第 797 条第 3 項および社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2021 年 5 月 14 日付で川崎重工の株主に対して、本株式交換をす
る旨ならびに株式交換完全子会社である川重冷熱の商号および住所を電子公告に
て公告いたしました。なお、川崎重工は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定によ
り、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得
ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続につ
いて、該当事項はありません。

ii. 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法
施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により川崎重工に移転した川重冷熱の株式の数は、本株式交換により川崎
重工が川重冷熱の発行済株式の全部（但し、川崎重工が保有する川重冷熱の株式を除き
ます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の川重冷熱の発行済株
式総数から川崎重工が保有する川重冷熱の株式の数を除外した 1,402,114 株です。な
お、上記発行済株式総数は、後記 5. 記載の自己株式の消却後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 川崎重工は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社
法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、

会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した川崎重工の株主は1名であり、その請求に係る株式数は900株でした。

- (2) 川重冷熱は、会社法第783条第1項の規定により、2021年6月25日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) 川崎重工は、本株式交換により、基準時の川重冷熱の株主名簿に記載または記録された株主（但し、川崎重工を除きます。）に対し、その所有する川重冷熱の普通株式1株につき0.60株の割合をもって川崎重工の普通株式を割当交付いたしました。なお、川崎重工が割当交付した川崎重工の普通株式の合計は841,268株です。
- (4) 川重冷熱の普通株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において2021年7月29日付で上場廃止となりました。
- (5) 本株式交換により増加する川崎重工の資本金および準備金の額は以下のとおりです。
 - ① 資本金の額 金0円
 - ② 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い川崎重工が別途定める額
 - ③ 利益準備金の額 金0円
- (6) 川重冷熱は、2021年7月30日付の取締役会の決議により、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点において川重冷熱が保有していた自己株式27,586株の全てを消却しております。

以上